

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（その1）

豊 頃 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 二宮地域

(1) 現 況

本地区は、豊頃町南西部に位置し牛首別川沿いに農地が拓けており、「小麦」「豆類」「馬鈴薯」「てん菜」を基幹作物とした、畑作と畜産による営農が展開されている。

低平地に加え、大部分が重粘性土壌で排水不良地が多く、圃場区画が狭小で農地が分散していることから、効率的な機械化作業体系の確立にも支障をきたしており、また、湛水被害対策のため基幹排水路を整備し、安定的な農業経営と生産性の高い生産基盤を形成することが必要である。

(2) 目 標

(1)を踏まえて、本地区では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、農業就業者の減少を踏まえ、効率的な生産単位を形成する組織の育成、今後地域の中心となる経営体への農用地集積、圃場の排水対策、作業効率の高い基盤整備を実施し、合わせて地域一体となって農用地及び自然環境の維持保全活動に取り組むことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	二宮地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

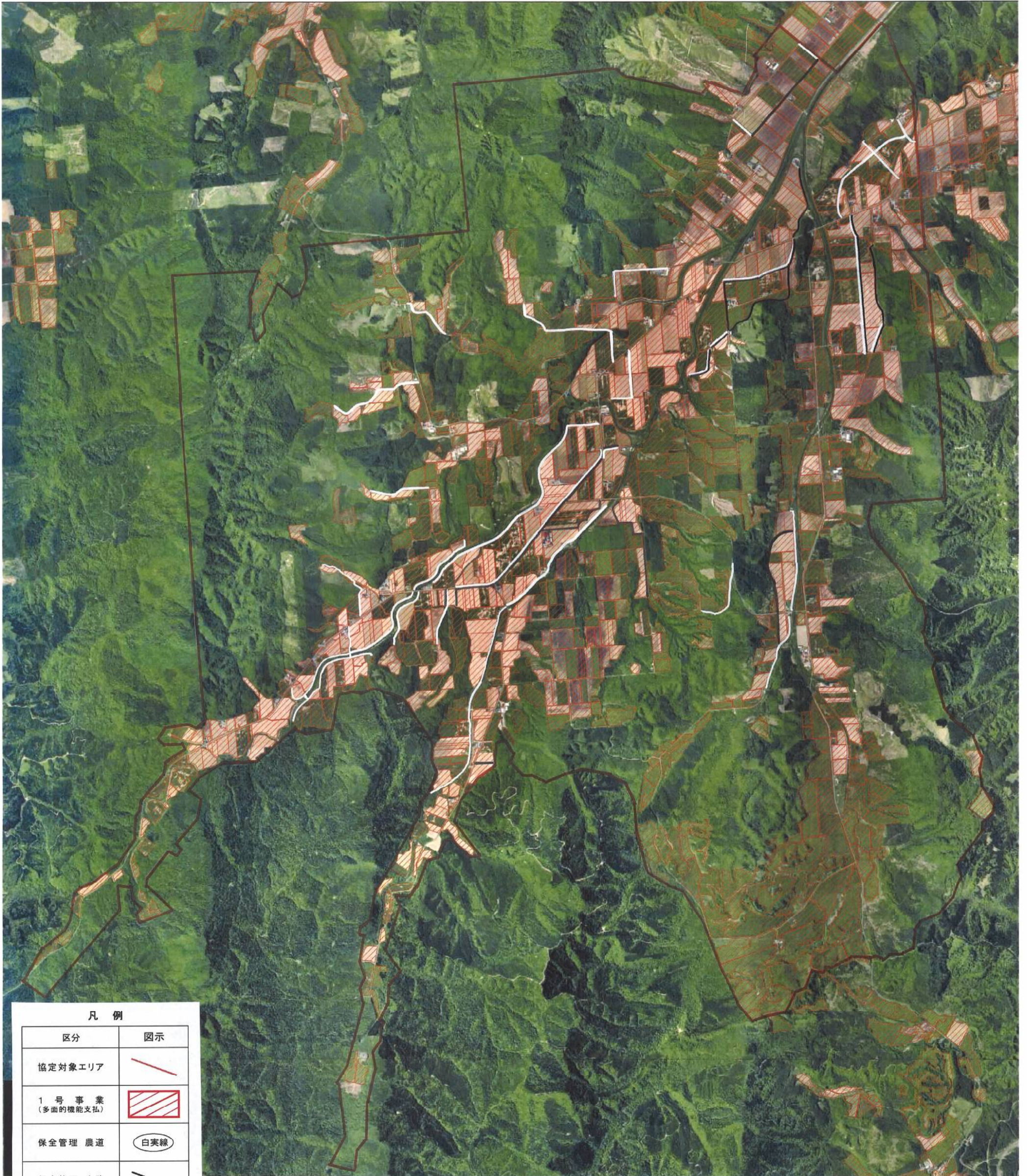
4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域


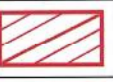


設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

なし。

豊 頃 町
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する促進計画区域図
(多面的機能支払)



凡 例	
区分	図示
協定対象エリア	
1号事業 (多面的機能支払)	
保全管理 農道	
保全管理 水路	

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（その2）

豊 頃 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧大津村地域（湧洞地区、長節地区、旅来地区）

（1）現 況

本地域は、豊頃町南部に位置し、十勝川下流域及び湧洞川、長節川に沿って拓けた中山間地帯で、土質は泥炭土であり、心土及び下層土の排水性不良による湿害の発生しやすい条件となっており、年間平均気温 10.7 度、年間降水量 854 mm で草地比率が 70%以上の酪農地帯として、飼料作物を基幹作物とした大規模経営を目指す酪農が営まれている。

また、特定農山村地域に指定されるなど、他農業地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組みを行うことが必要である。

（2）目 標

（1）を踏まえて、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を推進することで、耕作放棄地の発生防止や農業生産活動及び環境保全活動を実施することによって、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧大津村地域	法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業

4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業の実施に関し、別紙のとおり定めることとする。

(別紙)

1 対象農地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。

ア 対象地域

豊頃町旧大津村地域（過疎地域）

イ 対象農用地

積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

2 集落協定の共通事項

設定しない。

3 対象者

認定農業者に準ずる者は設定しない。

4 その他必要な事項

(1) 農業生産条件の強化の工種は、次のとおりとする。

ア 土壌改良材の投入

イ 心土破碎

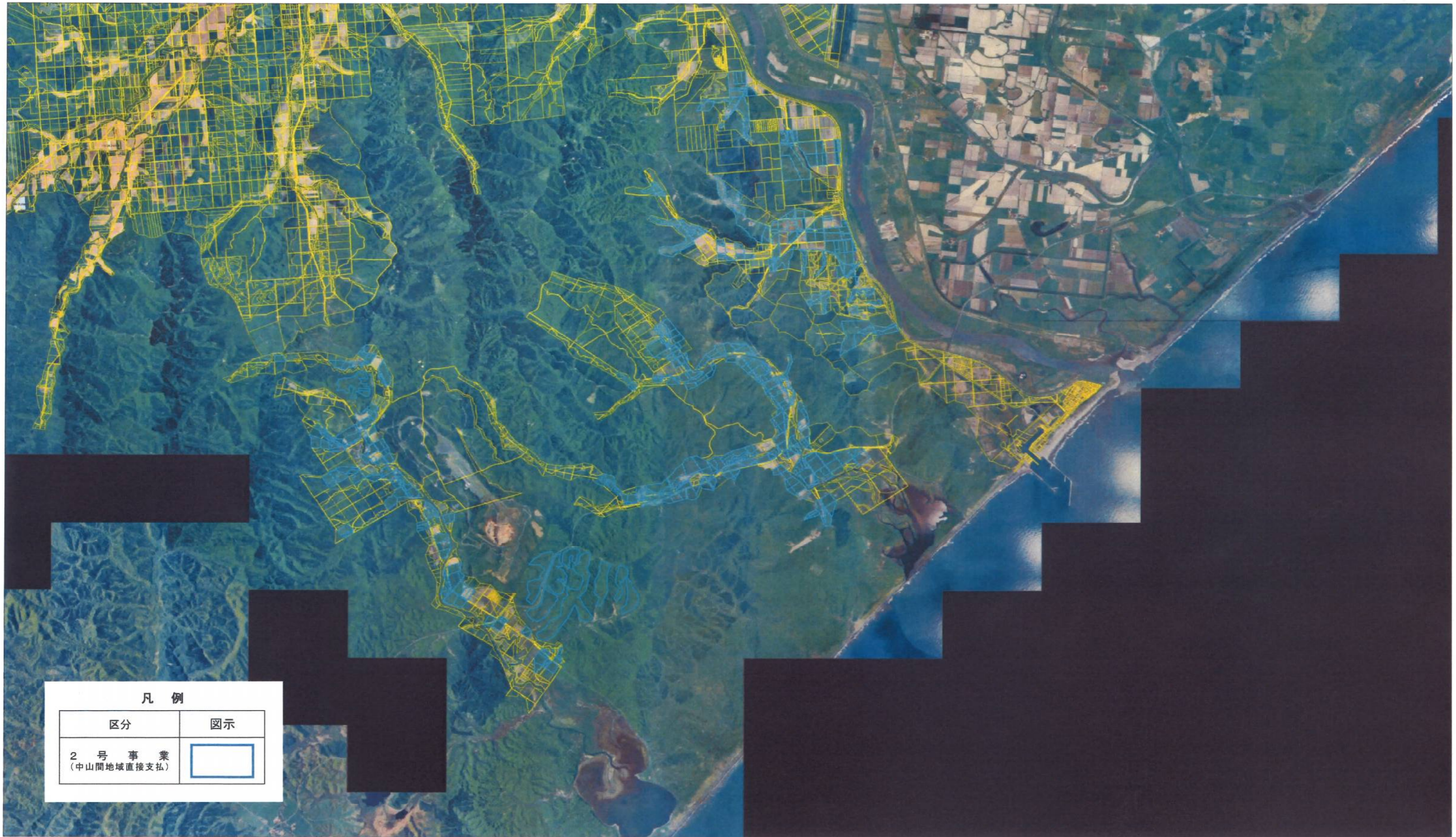
ウ 弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水


エ 農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装

オ 草地更新

カ その他必要と認める工種

豊 頃 町
農業の有する多面的機能の発揮に関する促進計画区域図
(中山間地域等直接支払)



凡 例	
区分	図示
2号事業 (中山間地域直接支払)	

1:25,000

0 1,150 2,300 4,600 6,900 9,200

